

第1回 出雲崎町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和8年7月21日（火）午後1時30分から午後2時00分

2 開催場所 出雲崎町役場 2階会議室

3 出席委員

農業委員（5人）

会長	5番	内藤 仁
会長職務代理者	2番	諸橋清隆
委員	1番	岡田美由紀
	3番	丸山百合江
	4番	田中 昇

4 欠席委員

欠席者なし

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 出雲崎町農業委員会会長の互選について

議案第2号 出雲崎町農業委員会会長職務代理の互選について

議案第3号 一般社団法人 新潟県農業会議会員の指名について

議案第4号 出雲崎町農業委員会農地利用最適化推進委員の候補者評価委員の互選について

議案第5号 出雲崎町農業委員会農地利用最適化推進委員の選任について

議案第6号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について（一括契約）

6 農業委員会事務局職員

事務局長 内藤 良治

係長 田口 賢

7 会議の概要

事務局長 ただいまから第1回出雲崎町農業委員会総会を開会いたします。改選後最初に行われる総会は町長が招集することになっており、会長が決定するまで、町長から議事進行をしていただきますので、よろしくお願いいたします。

町 長 会長が決定するまで私が議長を務めさせていただきます。

町 長 本日の議事録署名委員を指名させていただきます。公募受付順に諸橋委員さ

ん、丸山委員さんお願いします。なお、本日の会議書記には、事務局職員の田口係長を指名いたします。

また、議事に先立ち本議席を決めるにあたり、仮議席を本議席といたしたく、お諮りいたします。（総会前に抽選により仮議席決定済）

（異議なし）の声

町 長 異議なしということですので、現在の議席を任期中の議席とさせていただきます。

町 長 それでは議事に移ります。まず議案第1号 出雲崎町農業委員会会長の互選についてお諮りします。

事務局より説明願います。

事務局長 まず議案書の1ページをご覧ください。「農業委員会等に関する法律」第5条第2項には、「会長は委員が互選した者をもって充てる」とあります。互選の方法につきましては、投票によるものや指名推薦によるものがあります。会長選出の方法について、皆様のご意見を伺いたいと思います。

1 番 会長選出の方法についてですが、指名推薦がよろしいかと思います。私は、内藤委員を指名します。理由といたしましては、前4期の農業委員会において会長を務め、なお、新潟県農業会議においても常設審議委員会委員を務めた経歴もございます。また、その他公務におかれましても、町の農業関連委員会組織の委員も務めていたことや、他市町村の農業委員会会長との交流も積極的に図っていただきましたことにより、これまで出雲崎町農業委員会の組織運営が円滑に行われたことにあります。

町 長 ただいま、内藤委員を推薦する提案がありました。他にございませんか。

（意見なし）

町 長 他に無いようでありますので、指名推薦がありました、内藤委員を会長に互選することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

町 長 ありがとうございます。ただいま新しい会長が決定しました。私の議長としての職責を果たしましたので、これにて退席いたします。

(町長退席、内藤委員議長席へ)

事務局 ただいま会長が選出されましたので、ごあいさつをお願いします。なお、これからの議事進行につきましては、出雲崎町農業委員会会議規則第4条に会長が議長となるとありますので、よろしくお願いします。

会 長 (あいさつ)

会 長 続きまして議案第2号 出雲崎町農業委員会会長職務代理の互選についてお諮りいたします。事務局より説明願います。

事務局 議案書の2ページをご覧ください。会長職務代理については、「農業委員会等に関する法律」第5条第5項に「会長が欠けたとき又は事故があるときは、委員が互選した者がその職務を代理する。」と規定されています。互選の方法につきましては、投票によるものと指名推薦によるものがあります。会長職務代理選出の方法について、皆さんのご意見を伺いたいと思います。

会 長 ただいま事務局から説明がありましたが、会長職務代理につきましては、よろしければその人選を私に一任いただけますでしょうか。

(異議なし) の声

会 長 それでは、私のほうから指名させていただきます。今回3期目にあたる諸橋委員に会長職務代理をお願いしたいと思いますが、賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長 ありがとうございました。それでは、会長職務代理に選出されました諸橋委員さん、こちらの席にお着きいただき、ごあいさつをお願いします。

(諸橋委員、会長職務代理席へ)

会長職務代理 (あいさつ)

会 長 続きまして、議案第 3 号 一般社団法人 新潟県農業会議会員の指名についてお諮りいたします。事務局より説明願います。

事 務 局 まず新潟県農業会議について説明します。新潟県農業会議は、「農業委員会に関する法律」第 42 条に定める「農業委員会ネットワーク機構」にあたる組織です。市町村農業委員会長や学識経験者、市町村、農業団体の会員から構成されており、

- ・農業委員会相互の連絡調整及び農業委員会に対する支援業務
- ・農地に関する情報の収集・提供業務
- ・農業経営者に対する支援業務
- ・農業経営の合理化支援業務
- ・認定農業者等農業の担い手の運営支援業務
- ・農地法に関する業務

といった業務を行っております。

それでは議案書の 3 ページをご覧ください。新潟県農業会議の定款によると、会員については、「農業委員会の会長」または「農業委員会が指名した委員」となっております。会員の指名について、皆様のご意見を伺いたいと思います。

会 長 ただいま事務局から説明がありましたが、新潟県農業会議の定款に「農業委員会の会長」とありますので、私の方で会員を務めてもよろしいでしょうか。

(異議なし) の声

会 長 それでは、一般社団法人新潟県農業会議の会員については私が務めさせていただきます。

会 長 続きまして、議案第 4 号 出雲崎町農業委員会農地利用最適化推進委員の候補者評価委員の互選についてお諮りいたします。事務局より説明願います。

事 務 局 議案書は 4 ページになります。農地利用最適化推進委員候補者の選考評価を行うため、出雲崎町農業委員会農地利用最適化推進委員の選任に関する要綱第 6 条により「推進委員候補者評価委員会」を置くとあり、また同要綱第 9 条により推進委員候補者評価委員会の委員は農業委員 3 名で組織すると規定されております。役割としては、推進委員の変更時に新しい委員の選定のための評価を行うこととなります。なお、次の議案第 5 号において推進委員の選任を行い

ますが、これについての評価は既に5月25日（月）に前評価委員により実施されております。本会で新しい候補者評価委員会委員3名を決定したく、委員の互選について、みなさまのご意見をお伺いしたいと思います。

会 長 ただいま事務局より説明がありましたが、会長、会長職務代理は既に役職に就いておりますので、それ以外の方3名を委員に任命することでいかがでしょうか。

（異議なし）の声

会 長 では、評価委員会の委員をこの3名を任命することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

会 長 全員賛成ですので、評価委員会の委員は、岡田委員、丸山委員、田中委員に任命することに決定いたします。

会 長 なお、出雲崎町農地利用最適化推進委員の選任に関する要綱第12条により評価委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員長及び副委員長は評価委員会の委員の互選により定めるとあります。評価委員会の方は別室で互選を行っていただきます。また、新委員長へ5月25日に行われた評価会議結果の引き継ぎを行いますので、決定するまで本会は一時中断いたします。

（総会を一時中断、最適化推進委員評価委員3人により、委員長、副委員長の互選を行い、評価会議結果の引き継ぎを行う。）

会 長 本会を再開いたします。ただいま、評価委員会の委員長及び副委員長の決定の報告がありました。委員長は丸山委員、副委員長は田中委員となりましたので報告いたします。第5号議案に入る前に、丸山評価委員長から5月25日に行われた評価会議の結果報告をお願いします。

（丸山評価委員長より選考評価審査結果の報告を行う。）

会 長 本会を再開いたします。議案第5号 出雲崎町農業委員会農地利用最適化推進委員の選任についてお諮りいたします。事務局より説明願います。

事務局 議案書の6ページをご覧ください。農地利用最適化推進委員については、「農業委員会等に関する法律」第17条第1項に「農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから、農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならない。」となっています。当町では令和8年2月2日から3月2日までの間、候補者の募集を行った結果、定数5名に対し議案書7ページのとおり5名の応募がありました。この5名の候補者につきまして、先程評価委員会からは全員が適格であった、との報告をいただきました。以上です。

会長 ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いします。

(意見なし)

会長 ご意見、ご質問がないようですので、議案第5号については原案通り5名の候補者全員を農地利用最適化推進委員として選任することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会長 全員賛成ですので、議案第5号は決定いたします。

会長 続きまして、議案第6号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に関する意見について、事務局より説明願います。

事務局 議案第6号について説明します。

本件は中間管理機構を通して新たに契約を締結するものです。町が促進計画案を作成するにあたり、農業委員会から意見を聴くことが適当であるとされており、町当局から意見聴取の依頼を受けているところです。従いまして、計画案に対して意見等がなければ、「意見なし・適当」の旨を回答することをお諮りするものです。

事務局 【議案書に基づいて内容を説明】

会長 ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

5番 番号43は以前から契約されていたものか。

事務局 はい。以前から契約されており、今回再設定するものです。

会長 他にご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

会長 ご意見、ご質問がないようですので、原案のとおり議案第6号について承認することにご異議ございませんか。

(異議なし) の声

会長 ご異議がないものと認め、議案第6号について承認します。

会長 以上で、本日の議事は全て終了いたしました。
その他の件について、委員からご発言あれば挙手をお願いします。

(発言なし)

会長 では、以上をもちまして出雲崎町農業委員会第1回総会を閉会いたします。

出雲崎町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名します。

令和8年7月21日

議長

⑩

議事録署名委員

2 番

⑩

議事録署名委員

3 番

⑩